

ものを除きます。)のうち、次の(イ)から(ハ)までの要件のいずれかに該当するものをいいます(法2二十九の二ハ)。

(イ) 委託者である法人の事業の全部又は重要な一部(その譲渡につきその法人の会社法第467条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限られます。))の株主総会の決議等を要するものに限られます。)を信託し、その信託の効力が生じた時において、その法人の株主等が取得する受益権のその信託に係るすべての受益権に対する割合が50%を超えるものに該当することが見込まれていたこと(金銭以外の信託財産の種類のおおむね全部が同一の区分に属する場合を除きます。)(法2二十九の二ハ1)、法令14の5①②、法規8の3の2)
(ロ) その信託の効力が生じた時又はその信託行為に定められた存続期間の定めの変更の効力が生じた時(以下「効力発生時等」といいます。))において、自己信託等(註)に該当し、かつ、当該効力発生時等以後のその存続期間が20年を超えるものとされていたこと(自己信託等に該当していなかった場合において、その後自己信託等に該当することとなり、その該当することとなった時以後の存続期間が20年を超えるものとされていたときを含みます。)) ただし、次に掲げる場合は除かれます。 ① その信託財産に属する主たる資産が耐用年数が20年を超える減価償却資産であることが見込まれていた場合(その信託財産に属する主たる資産が減価償却資産以外の固定資産であることが見込まれていた場合を含みます。)) ② その信託財産に属する主たる資産が償還期間が20年を超える金銭債権を含む金銭債権であることが見込まれていた場合 (法2二十九の二ハ2)、法令14の5③～⑤)
(ハ) その信託の効力が生じた時において、委託者である法人の特殊関係者を受益者とする自己信託等で、かつ、その受益者である特殊関係者に対する収益の分配割合の変更が、受益者、委託者、受託者その他の者がその裁量により決定することができる場合に該当したこと(法2二十九の二ハ3)、法令14の5⑥)

(注) 「自己信託等」とは、委託者である法人が受託者である場合又は委託者である法人との間に一定の特殊の関係のある者(特殊関係者)が受託者である場合におけるその信託をいいます。

二 集団投資信託以外の投資信託及び特定目的信託

改正前においては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。))第2条第3項に規定する投資信託(投資信託法第2条第4項に規定する証券投資信託及び公募等による投資信託を除きます。))及び資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託は特定信託とされ、特定信託の受託者である内国法人に対して各特定信託の各計算期間の所得について各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税が課税されていましたが、改正後は、法人課税信託として次の(2)から(4)までの規定が適用されることとされました(旧法2二十九の三、7の2、法2二十九の二ニ・ホ)。

(2) 法人課税信託の引受けを行う場合の納税義務者

内国法人が法人課税信託の引受けを行う場合並びに外国法人及び個人が法人課税信託の引受けを行う場合には、これらの者は法人税の納税義務者とされました(法4①②④)。

(3) 法人課税信託の受託者の法人税法の適用

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいいます。以下同じ。))及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいいます。以下同じ。))ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定(納税地に関する規定など一定の規定を除きます。))を適用することとされました(法4の6①)。

また、この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとされました(法4の6②)。

(4) 法人課税信託の受託者である受託法人等に関する法人税法の適用

受託法人(法人課税信託の受託者である法人又は個人で(3)によりその法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として法人税法の規定を適用する場合における当該受託者であるものをいいます。以下同じ。))又は法人課税信託の受益者について、同法の規定を適用する場合には、次に掲げるところによることとされました。

イ 受託法人の連結納税の選択 受託法人(集団投資信託以外の投資信託及び特定目的信託に係る受託法人を除きます。))は、連結納税の選択ができます(法令14の6③④)。
ロ 受託法人の内外判定 法人課税信託に係る受託法人は、その法人課税信託の信託された営業所、事務所等が国内にある場合は内国法人とされ、国内にない場合には外国法人とされます(法4の7一・二)。
ハ 法人課税信託の受託法人が会社でない場合 受託法人が会社でない場合であっても会社とみなされて法人税法の適用があります(法4の7三)。
ニ 信託の併合及び分割 法人課税信託の併合は合併とみなし、分割は分割型分割に含まれるものとされるなど、法人課税信託の併合又は分割等における所要の措置が講じられています(法4の7四・五、法令14の10①～③、131の3⑥)。

ホ 法人課税信託の受益権及び収益の分配等 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれるものとされます。 また、法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当とみなされ、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなされます（法4の7六・十）。
ヘ 受託法人の設立日 その受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日となります。 なお、一の約款に基づき複数の信託契約が締結される場合にはその最初の契約が締結された日に、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日に、設立されたものとされます（法4の7七）。
ト 信託の終了があった場合等の清算所得に対する法人税 法人課税信託について信託の終了があった場合又は受益者等が存しない信託について受益者等が存することとなった場合（(1)イ又はハの信託に該当する場合を除きます。以下「信託特定解散」といいます。）には、法人課税信託に係る受託法人の解散があったものとみなされます（法4の7八、92②）。 信託の終了があった場合には受託法人に対して清算所得に対する法人税が課税されますが、信託特定解散の場合には清算所得に対する法人税は課税されません（法92①）。
チ 受益者等が存しない信託以外の法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合等 受益者等が存しない信託以外の法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合又は受益者等課税信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があったものとみなされます（法4の7九）。 この場合において、その信託された資産のその信託された時の価額又は受益者等課税信託が法人課税信託に該当することとなった時におけるその信託財産に属する資産の価額から負債の価額を減算した金額は、法令第8条第1項第1号、第8号、第9号《資本金等の額》に掲げる金額に含まれることとされています（法令14の10④）。
リ 集団投資信託が法人課税信託に該当することとなった場合の資産及び負債の帳簿価額等 集団投資信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その法人課税信託に係る受託法人の設立の時における資産及び負債の帳簿価額は、その該当することとなった時の直前のその集団投資信託の帳簿に記載された資産及び負債の価額とされ、また、その設立の時における資本金等の額は、その該当することとなった時の直前のその集団投資信託について信託されている金額とされるなどの所要の整備が講じられています（法令14の10⑤）。
ヌ その他法人課税信託に係る法人税法等の各制度の適用関係は、次のとおりとなります。 (イ) 寄附金の損金算入限度額の計算 受益者等が存しない法人課税信託は、資本又は出資を有しない法人として損金算入限度額を計算します（法令14の10⑥、法37①、法令73①二）。 (ロ) 各事業年度の所得に対する法人税率 軽減税率（22％）の適用はありません（法66①⑥、143①⑥）。 (ハ) 特定同族会社の特別税率 特定同族会社に該当するかどうかの判定上、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人には該当しません（法令14の10⑥、法67①）。 また、留保控除額の計算に当たって、積立金基準額の適用はありません（法令14の10⑥、法67⑤）。 (ニ) 仮決算をした場合の中間申告 この規定の適用はありません（法72①）。 (ホ) 中小企業等の貸倒引当金の特例 この規定の適用はありません（措令1の2③、措法57の10①）。 (ヘ) 交際費等の損金不算入額の計算 定額控除限度額に係る規定の適用はありません（措令1の2③、措法61の4①）。 (ト) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等 措法第42条の4第11項第5号に規定する中小企業者に該当しないものとされます（措法42の4⑥、措令1の2③、27の4⑩等）。 (チ) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が1億円以上である場合にこの規定の適用があります（措令1の2③、27の11①）。 (注) 連結納税制度においても、上記に準じた適用関係となります。
ル 法人課税信託の収益の分配である旨の通知 法人課税信託の受託者がその収益の分配を行う場合には、その収益の分配を受ける者に対し、法人課税信託の収益の分配である旨を通知しなければならないこととされています（法令14の10⑦）。
ヲ 事業年度 受託法人の事業年度は、信託行為に定められたその信託の計算期間となります（法13①）。 集団投資信託以外の投資信託が法人課税信託に該当しなくなった場合には、その会計期間開始の日からその該当しないこととなった日までの期間が、その法人課税信託に係る受託法人の事業年度とみなされます（法令14の10⑪）。

ワ 受託者が2以上ある法人課税信託の場合の納税義務者等 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者のその法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなされるとともに、この法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）が納税義務者として法人税を納めるものとされました（法4の8）。 また、主宰受託者が納めるものとされる法人税については、主宰受託者以外の受託者は、連帯納付の責めに任ずることとされるなど、所要の整備が行われています（法152）。
カ 法人課税信託の受託者が個人である場合の所要の措置 法人課税信託の受託者である個人について、その納税地は所得税法第15条各号《納税地》に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とされるなど所要の措置が講じられるとともに、法人税に関する罰則の適用対象に追加されています（法17の2、18、159）。
ヨ 受益者等が存しない信託に関する相続税の損金不算入 法人が納付する相続税法第9条の4《受益者等が存しない信託等の特例》の規定による贈与税及び相続税の額は、損金の額に算入しないこととされています（法38②）。
タ 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合の直前の未分配利益相当額 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合において、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額に相当する額は、その法人課税信託に係る受託法人のその該当することとなった日の属する事業年度の益金の額に算入するなどの措置が講じられています（法64の3①、法令131の3①②）。
レ 受益者等が存しない信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合の課税の繰延べ等 内国法人が受益者等が存しない信託の受益者等（清算中における受益者は除きます。）となったことにより、受益者等が存しない信託に該当しないこととなった場合（(1)イ又はハの信託に該当する場合を除きます。）には、その受益者等となる内国法人は、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債について、その該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の計算を行うなど所要の措置が講じられています（法64の3②③、法令9①一ホ、9の2①一へ、139の8③、155の23③、155の43⑤）。
ソ 受託法人の変更による資産及び負債の移転 法人課税信託に係る受託法人が受託者の変更により、変更後の受託者に対してその信託に係る資産及び負債の移転をした時は、その変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、変更前の受託者である受託法人の各事業年度の所得の計算を行うなどの所要の措置が講じられています（法64の3④⑤、法令131の3③～⑤）。
ツ 設立の届出等 内国普通法人等の設立の届出及び外国普通法人となった旨の届出に係る書類は、法人課税信託に係る受託法人の設立に当たって提出する場合、その法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含みます。）を併せて記載することとなります（法148②、149②）。 また、受託者の変更届出、代表者等の自署押印についても、所要の措置が講じられています（法149の2、151）。
ネ 申告書等への法人課税信託の名称の併記 法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律の規定に基づき税務署長等に申告書、申請書等を提出する場合には、その法人課税信託の名称を併せて記載しなければならないこととされました（通規5の2）。

〔適用時期〕

- (1) 新信託法施行日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用され、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従来どおり適用されます（改正法附則34①、改正法令附則8、改正法規附則1三、改正措令附則1六）。
- (2) 新信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言されたものを含み、旧法第12条第1項ただし書に規定する信託を除きます。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、その信託の受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、その法人課税信託に係る受託法人に対する出資があったものとみなされます（改正法附則34②）。